

令和4年度児童養護施設入所児童の普通自動車免許取得支援事業特別配分実施要項

(目的)

- 1 長野県共同募金会(以下「本会」という。)は児童養護施設で生活する児童が普通自動車免許の取得を目指す場合、その費用の一部を配分することによって、当該児童の社会的自立を支援することを目的として必要な事項を定めるものとする。

(配分対象児童、配分類)

- 2 配分の対象者、配分類は次表のとおりとする。

対象児童	対象経費	配分限度額
児童養護施設に在籍し、かつ、普通自動車免許取得を希望する者 (進学希望者も含む。)	自動車学校(教習所)における教習に要する経費	一人あたり 10万円

(申請方法)

- 3 申請希望の児童が在籍する施設は、施設長を申請者として、別途申請書「様式2-①～②」により、通知に定める期日までに本会に提出する。

(配分の決定、交付)

- 4 令和5年1月中旬に配分類を決定し、同年1月末までに配分金を交付する。

(事業の報告)

- 5 対象児童が運転免許を取得した場合は、すみやかに実施報告書「様式2-④」に運転免許証の写し等関係書類を添えて、本会に提出する。

(留意事項)

- 6 次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 令和5年6月末日までに免許取得に至らなかった場合は、配分金の返還を求めることとする。
 - (2) 対象児童の変更又は取得の中止の場合は、変更申請書「様式2-③」に関係書類を添えて、すみやかに本会に提出すること。
 - (3) 次の方法により寄付者への周知を行うこと。
 - ア 配分を受けた児童が在籍する施設はホームページ、機関紙に広く周知するよう努めること。
 - イ 本会からの指示により、関係者への礼状を送付すること。
 - (4) 本要項に违背した場合は、配分金の返還を求めることとする。